

労働者派遣事業を営む事業主の皆様へ

# 「労働者派遣事業報告書」等の期限内での提出をお願いします

労働者派遣事業を営む事業者は、「労働者派遣事業報告書(年度報告・6月1日現在の状況報告)」「労働者派遣事業収支決算書」「関係派遣先割合報告書」の3種類の報告書を作成し、それぞれの期限までの提出が法律で定められています。

※労働者派遣の実績が無い場合でも全ての報告書を提出する必要があります。

※もし、これらを提出しない場合は、労働局からの「指導」を受けることがあります。さらに、この指導に従わない場合には「許可取消」や「事業廃止命令」を受けることになります。

提出書類	提出期限	提出部数
労働者派遣事業報告書 (年度報告)(6月1日現在の状況報告)(様式第11号)	裏面参照	正本1通及び写し2通
貸借対照表・損益計算書 又は 労働者派遣事業収支決算書 (様式第12号)	每事業年度経過後3カ月以内	正本1通及び写し2通
関係派遣先割合報告書 (様式第12号-2)	每事業年度経過後3カ月以内	正本1通及び写し2通

※様式第11号の内容が昨年度から一部変更されております。詳細は別紙を参照してください。

郵送での提出先:231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル2階  
神奈川労働局 需給調整事業課 宛

(※控えを返送いたしますので、返信用封筒(切手貼付)を同封してください)

各報告書の様式及び記入のポイントは神奈川労働局ホームページよりダウンロードできます。  
書き方については、記入のポイントをご覧ください。

ご不明な点は、神奈川労働局需給調整事業課(電話045-650-2810)へお問合せください。

## 派遣元事業主の皆様へ

平成27年9月30日の労働者派遣法の改正により事業報告等の取扱い(項目の追加など様式変更や提出期限)が変わりました。

「年度報告」(旧様式第11号)と「6月1日現在の状況報告」(旧様式第11号-2)を一つの様式に統合して労働者派遣事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告I)(様式第11号)とし、提出期限が毎年6月30日までとされました。

また、「収支決算報告」、「関係派遣先割合報告」の提出期限は従前と変わりませんが、各様式の項目等について変更となりました。

労働者派遣事業報告書に記載していただく提出日による事業年度は下記を参照願います。

報告対象期間 (事業年度)	労働者派遣事業報告書 (様式第11号) 提出期限	
H27. 7. 1~H28. 6. 30	H29. 6. 30 ※6月1日現在の状況報告の対象日 はH29. 6. 1となります。	
H27. 8. 1~H28. 7. 31		
H27. 9. 1~H28. 8. 31		
H27. 10. 1~H28. 9. 30		
H27. 11. 1~H28. 10. 31		
H27. 12. 1~H28. 11. 30		
H28. 1. 1~H28. 12. 31		
H28. 2. 1~H29. 1. 31		
H28. 3. 1~H29. 2. 28		
H28. 4. 1~H29. 3. 31		
H28. 5. 1~H29. 4. 30		
H28. 6. 1~H29. 5. 31		
H28. 7. 1~H29. 6. 30		H30. 6. 30 ※6月1日現在の状況報告の対象日 はH30. 6. 1となります。
H28. 8. 1~H29. 7. 31		
H28. 9. 1~H29. 8. 31		